

新監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

政策企画部、中央区役所、教育委員会事務局及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和5年4月から令和5年10月末までの期間に執行された令和5年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約事務において、入札手続が適正に実施されているか、また、支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 実施日程

令和5年11月13日～令和6年3月27日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア WTO対象業務について適切ではない理由で一者随意契約をしていたもの

(教育委員会事務局学校支援課)

教育委員会事務局学校支援課では、令和3年度より情報通信技術支援員配置業務を、令和4年度よりGIGAスクール運営支援センター業務を実施しているが、両業務ともWTO対象業務として初年度は一般競争入札で業者選定を行い、令和5年度はそれぞれ95,000,000円及び53,000,000円の金額で一者随意契約を締結していた。

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札によることが原則とされており、随意契約によることができるものは、政令で定める場合に該当するときに限ると規定されている。随意契約により契約を締結しようとするときは、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項に該当する場合でなければならず、WTO対象業務の場合は随意契約の適用範囲がさらに絞られ、地方公共団体の物品等

又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第11条第1項に該当する場合でなければならないと規定されている。

同課が作成した両業務の一者随意契約要件調書では、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の該当法令としているが、特例政令第11条第1項において、施行令の規定により随意契約とすることができるものは、施行令第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に該当する場合に限られ、同項第2号に係る部分は随意契約によることができない。同調書では、両業務の初年度の入札において、情報通信技術支援員配置業務では、参加した2者のうち落札者ではなかった1者の構成企業が現行受託者の再委託先となったことで現状は実質的に1者となったこと、GIGAスクール運営支援センター業務では、参加者が1者のみだったことをそれぞれの一者随意契約の理由の1つとしており、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものという同項第2号に当てはめているように見える。しかし、同項第2号に係る部分については特例政令第11条第1項の規定によって随意契約とする余地がないものである以上、このような試みは意味がなく、これによって本件随意契約が適法となるものではない。

さらに付け加えるならば、前述の理由では両業務の2年目以降において、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとした判断には直結しない。なぜなら1年目がどうであれ、2年目以降に両業務を履行できる他者が存在する可能性を排除できるものではないからである。また、同調書は、両業務ともにそれぞれの初年度から契約の仕様に大きな変更がないことも一者随意契約の理由としているが、これも履行可能な業者が現行受託者に限定される実質的な根拠とはなり得ない。以上のことから、両業務は形式的に特例政令第11条第1項に該当していないだけでなく、実質的に見ても一者随意契約が適用されると同課が判断した理由も妥当なものとはいえない。同課の判断手法については、抜本的な改善が求められるところである。

一者随意契約は、運用次第では相手方の選定が恣意的に行われるだけでなく、相手方が固定化するなどの可能性もあるため、真に競争性のない一者随意契約によらざるを得ない場合に該当するか否か、慎重に検討しなければならない。この度、内外無差別を原則とするWTO対象業務としているにもかかわらず、適切ではない理由により、安易に一者随意契約が行われたことは、他者の参入の機会が失われただけでなく、本来競争入札により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われた可能性も否定できず、また調書に示された実質的判断の誤りに鑑みると、競争性の確保の重要性に対する同課の認識が欠如していたといわざるを得ない。今後、このような事態を生じさせないためにも、業務内容や規模に合った適切な業者選定を行うとともに、契約事務の重要性に対する職員の意識の向上を図るよう強く求めるものである。

【合規性】

○地方自治法

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) (略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)・(4) (略)

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6)・(7) (略)

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(競争入札の参加者の資格に関する公示)

第 4 条 特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第 167 条の 5 第 2 項（同令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、しなければならない。

(随意契約)

第 11 条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（第 5 号、第 8 号及び第 9 号に係る部分に限る。）（中略）の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる。

(1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

- (2) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
- (4) 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事で（中略）既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（中略）の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達することが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。（以下略）
- (6) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、（中略）最も優れた案を提出した者として特定されているとき。（以下略）

イ 委託料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払が遅延したもの

（教育委員会事務局中央図書館）

教育委員会事務局中央図書館では、自動化書庫保守点検業務委託について、令和4年度の業務履行後、令和5年4月11日に業者より請求書を受領したものの、それを紛失し、令和5年6月7日に業者から連絡があるまで紛失に気付かず、その後に請求書を再発行してもらい、令和5年7月20日に1,305,143円を過年度支出として支払っていた。

これは、事業担当者と支払担当者の情報共有が十分でなかったことにより、支払担当者が当該支出を把握していなかっただけでなく、同館の出納整理期間における令和4年度未執行予算の確認が不十分であったことによるものであった。

地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第6条の規定に基づき、業務履行後に業者から請求があった場合には、30日以内に支払わなければならない。また、地方自治法では、会計年度独立の原則が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日

までに支払わなければならない。この度、業者には何ら非がないにもかかわらず、支払が遅延したことは、業者からの信頼を損なうことになり、また、支払が出納閉鎖日を過ぎてしまったことは、本市の決算にも影響を与える結果となった。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同館は支払事務の重要性を担当者だけでなく組織全体としてあらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認や出納整理期間中の最終確認を確実に実施し、適切な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、(中略) その契約の締結に際しては(中略) 次に掲げる事項を書面(中略)により明らかにしなければならない。(以下略)

(1) (略)

(2) 対価の支払の時期

(3)・(4) (略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

(出納の閉鎖)

第235条の5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもつて閉鎖する。

ウ 借地料の支出において、会計年度を跨いだ上、支払が長期間にわたり遅延したもの

(中央区役所建設課)

中央区役所建設課では、学校町通二番町地内道路敷地の借用契約を毎年度締結しており、当該契約書には、年度末の賃貸借期間満了後、賃料を速やかに貸主に支払うことが規定されているが、令和4年度分賃料488,728円を、長期間にわたり遅延したうえで令和5年11月9日に過年度支出として支払っていた。その理由は、担当者が支払処理を失念していたためであり、令和5年6月に未払が判明したが、令和4年度から契約の相手方が変更となったことにより、支払先の変更手続も必要と担当者が錯誤し、未払判明後直ちに支払処理をしなかったため、さらに支払が遅延した。

これは、令和4年度から5年度の間3度にわたり担当者が変更となり、その都度引継ぎが不十分だったことのほか、出納整理期間中に令和4年度未執行予算の確認を怠ったことなど、組織としてのチェック体制が不十分だったことによるものである。

地方公共団体における支出については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用され公正な契約を誠実に履行することなどとした同法の趣旨に鑑みれば、賃貸借期間満了から約7か月経過後に支払ったことは、速やかだったとはいえない。また、地方自治法では、会計年度独立の原則が定められており、各会計年度において支出すべき経費は、その年度の出納閉鎖日までに支払わなければならない。この度、相手方には何ら非がないにもかかわらず、支払が長期間にわたり遅延したことは、相手方からの信頼を損なうことになり、また、支払が出納閉鎖日を過ぎてしまったことは、本市の決算にも影響を与える結果となった。今後、二度とこのような事態を生じさせないためにも、同課は支払事務の重要性を、担当者だけでなく組織全体であらためて認識すべきであり、定期的な支払状況の確認や出納整理期間中の最終確認を確実に実施し、適切な支払事務を執行することにより、失った信頼を回復することを強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(政府契約の原則)

第3条 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第 208 条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。
(出納の閉鎖)

第 235 条の 5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもつて閉鎖する。

エ 業務委託料等の支払が遅延していたもの

(中央区役所建設課)

中央区役所建設課では、定例的に実施している業務について、毎年度 4 月 1 日付で業務委託等の契約を締結し、履行確認後、受託者からの請求に基づき、委託料等を支払っているが、令和 5 年度街路樹植栽帯除草清掃業務委託契約ほか 32 件について、契約書の作成が遅延したことにより、令和 5 年 4 月分及び 5 月分の委託料等計 13,774,556 円を同年 8 月に支払っていた。

契約事務担当者は事務処理が遅れていることを承知していたが、契約事務に不慣れであったこと、また令和 4 年度分除雪費の支払や令和 5 年度分工事の入札など、他の用務を優先したことにより、令和 5 年 4 月 1 日付で締結すべき契約を同年 6 月に事務処理したうえで、同年 7 月に請求書を受領し、同年 8 月に支払っていた。その間、上記契約の受託者から書面による契約の締結遅延について何度か問い合わせがあったが、組織としての対応はなされなかった。

受託者はいずれも、前年度から継続して業務を履行していたが、同課の契約事務が遅延したことから、書面で契約を締結するまでの間は、適正に業務を履行しても業務委託料等の請求書を提出することができず、履行した業務の正当な対価を受け取ることができない状況であった。

地方公共団体における支払遅延の防止については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用されることから、同法第 6 条の規定に基づき、相手方から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならないとされており、本件は形式的には請求書の提出から 30 日以内に支払われていた。しかし、これは同課による契約書の作成が遅延したことに伴い、遅れて提出された請求書を受領してから 30 日以内に支払ったという経過であった。これによって形式上は同法第 6 条違反がないとしても、以上全体の経緯を、提供を受けた業務の対価を適時に支払うべきだという同法の趣旨に照らして評価すれば、本件は実質的に支払遅延だったといえる。しかも、契約書の取り交わしを延々と遅らせて受託業者の地位を不確定のままに推移させた経緯は、単純な支払遅延よりも一層悪質といえる。受託者には何ら非がないにもかかわらず、適正な処理が遅延したことは、受託者に不安や資金繰り上

の危険をもたらすという重大な負の影響を与えただけでなく、市政に対する信頼を大きく損なうことになったといわざるを得ない。同課においては、支払遅延は相手方に重大な影響を与えるおそれがあること、本市が発注した業務の円滑かつ確実な履行を阻害するおそれがあることなど、支払事務の重要性を担当者だけでなく、組織全体であらためて認識したうえで、より一層支払事務に対する職員の意識向上を図り、組織として適正な事務が執行される体制を構築するよう強く求めるものである。

【合規性】

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、政府契約の支払遅延防止等その公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もつて国民経済の健全な運行に資することを目的とする。

(政府契約の原則)

第3条 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(政府契約の必要的内容事項)

第4条 政府契約の当事者は、(中略) その契約の締結に際しては(中略) 次に掲げる事項を書面(中略)により明らかにしなければならない。(以下略)

(1) (略)

(2) 対価の支払の時期

(3)・(4) (略)

(支払の時期)

第6条 第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日(以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等(総件数50件)について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること(10件)

- ・督促状の未発行及び発行遅延

- ・公民館利用許可証及び使用料減免決定通知書の未発送

イ 現金取扱事務に関すること（ 9 件 ）

- ・切手及びタクシーチケットの管理不徹底
- ・任意団体に関する会計規程の未整備

ウ 支出事務に関すること（ 9 件 ）

- ・消耗品費及び旅費の支払遅延
- ・電気料の重複払い

エ 契約事務に関すること（ 8 件 ）

- ・予定価格設定根拠となる参考見積書の破棄
- ・安易な一者随意契約

オ 指定管理事務に関すること（ 3 件 ）

- ・基本協定書の紛失
- ・徴収事務委託にかかる告示等の手続き漏れ

カ 補助金・負担金の事務に関すること（ 1 件 ）

- ・申請書添付書類の不足

キ 財産管理事務に関すること（ 10 件 ）

- ・公印の紛失
- ・行政財産使用許可に伴う光熱水費実費の算定誤り

8 意見

真に実効性のある内部統制が機能する体制の整備について

（中央区役所建設課）

中央区役所建設課では、前述のとおり指摘事項として整理した過年度支出（7（1）ウ）や支払遅延（7（1）エ）が検出されたところである。指摘事項が複数項目に整理されていることだけでも大きな問題であるが、過年度支出については翌年度 11 月に支払っていること、支払遅延については件数が 33 件に及んでいることから、これだけでも猛省が求められるといわざるを得ない。

加えて、収入事務では道路占用料等の督促状の未発行や発行遅延、財産管理事務では行政財産使用許可の遅延など、それぞれが重大とはいえないまでも、将来的には重大な影響を及ぼすおそれがある事務処理の誤りが多数検出された。

これらの原因は、組織として財務事務に対する重要性の認識が欠如していたことにあり、指摘事項として整理した事案については、内部統制における運用上の不備があったとして、重点統制事務に追加され、組織として再発防止策が講じられた。当然の対応といえ、こうし

た再発防止策が実効性を発揮するよう努力が求められるところである。

しかし、同課の状況を見ると、業務量や職員数に関する抜本的な問題にも目を向ける必要性が感じられる。この点に関し、東区役所や西区役所の建設課との業務量を比較してみると、例えば中央区役所建設課が取り扱った令和5年度道路占用許可申請件数は3倍以上、令和5年度工事件数は2倍近くであり、そのうえ道路占用許可申請は年間の半数を超える件数が年度初めに集中するが、財務事務を担当する管理系の正職員数は、令和5年度当初の時点で中央区役所8人、東区役所6人、西区役所5人であった。加えて、中央区役所建設課では令和4年度から職員の育児休業や療養休暇の取得などにより、年度途中で度重なる担当者の変更があり、令和5年度には人事異動や退職により、業務内容に精通している職員が不在となるなど、慢性的に業務が繁忙である状況が見受けられた。

このような同課の状況と上記に摘示した事態の深刻さに鑑みれば、指摘事項として整理した事案について、内部統制の重点統制事務に追加し、あるいは所属職員の努力を促すだけで根本的な問題解決が実現するのか、重大な懸念が残る。昨今の働き方改革の時勢にあって、個々の職員に負担増を伴う努力を促すだけで問題の解決を図ろうとする方向性は正しいとはいえない。職員の不足や事務の遅滞が想定されるときは、適正な人員の配置を機動的に行うことや、DXを推進することによる事務の効率化といった長期的視野における対策を進めることなど、市長部局全体で危機に対処しようとする姿勢が必要であり、同課の置かれた状況を看過することなく、適正な事務の執行が継続されるよう適切に改善した上で、真に実効性のある内部統制が機能する体制を早急に整備することを強く求めるものである。